

法人文書不開示決定通知書

兼松 秀代 様

核燃料サイクル開発機構

平成14年10月8日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

ご請求の“平成元年9月26日事業団によって策定された「地層処分研究開発の考え方と進め方」に基づき、地層科学研究を進めている。(動燃技報 No.75 1990.9—中部事業所における地層科学研究の現状—)の中に記載されている、「地層処分研究開発の考え方と進め方」は、本社バックエンド推進部が管理している書架及び倉庫について資料類を調査したが、請求資料に該当するものは見当たらなかった。並行して、関係する事業所に該当資料の存在する可能性についてヒアリングを行ったが、請求資料を保管している部署はないとのことであった。よって、文書不存在となります。

なお、ヒアリングにおいて、平成元年当時、社内で地層処分研究開発をどのように進めていくか検討を進めていたが、平成元年12月に原子力委員会専門部会が同趣旨の報告書を策定・公表し、その中に動燃事業団の考え方も含まれていたため、動燃事業団としては取りまとめなかったとの意見がありました。

* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、サイクル機構に対し異議申立てをすることができます。

* 担当課等

東濃地科学センター 地域交流課 則竹 (Tel0572-53-0211 内線 2008)

資料請求受付番号：14東濃-001

平成 14 年 12 月 26 日

法人文書不開示決定の取消(兼開示決定)通知書

兼松 秀代 様

核燃料サイクル開発機構

平成14年10月8日付けの法人文書の開示請求について、当機構の平成14年11月6日付文書(14サイクル機構(B情)001)による不開示決定(以下「同不開示決定」という)に対する、平成14年11月20日付文書による異議申立(以下「同異議申立」という)につき、以下のように、行政不服審査法第6条、第47条3項にもとづき、同不開示決定を全部取り消し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条1項にもとづき、同異議申立にかかる文書の全部を開示することを決定しましたので通知します。

記

1 取消しの対象となる決定

平成14年11月6日付文書(14サイクル機構(B情)001)による不開示決定

2 開示決定の法人文書

平成元年9月26日 地層処分研究開発の考え方と進め方について(案)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額
B4版文書 22 枚	写しの送付	用紙 1 枚につき 10 円	220 円

なお、下表に示す実施方法で、開示を実施することもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額
B4版文書 22 枚	複写機により複写したも のの交付	用紙 1 枚につき 10 円	220 円
	閲覧	100 枚までごとにつき 100 円	100 円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時:平成 15 年 1 月 6 日から 2 月 5 日までの間で、東濃インフォメーションルームの開館時間内(土・日曜及び祝日を
除く 10:00 から 16:00 まで。)

場所:東濃インフォメーションルーム

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数:事務所における開示を実施することができる日から1週間後までに発送予定

郵送料(見込み額):200円

4 不開示の取消し及び2記載文書開示の理由

(1) 不開示決定に至った経緯

開示請求書にもとづいて調査したところ、同書記載の請求文書である「地層処分研究開発の考え方と進め方」と題する文書そのものは見当たらなかったが、平成元年9月26日付けの「地層処分研究開発の考え方と進め方について(案)」(以下「(案)」という)が存在していた。しかし、当機構においてこの「(案)」が、平成元年9月26日事業団によって策定された「地層処分研究開発の考え方と進め方」であるのか確認することができなかった。また、開示請求書記載の「動燃技報 No.75 1990.9 — 中部事業所における地層科学研究の現状」の著者である当機構職員にも事実の確認を行ったが、そこで「平成元年9月26日事業団によって策定された地層処分研究開発の考え方と進め方」と記述されていたものがこの「(案)」を指すかどうか、10年以上も前のことなので記憶していないとのことであった。

この調査結果等を踏まえて、この「(案)」が付された文書が請求文書であることが確認できなかったことに加え、他に請求文書に該当するものも見当たらなかったため、開示すべき文書は存在しないと判断して不開示決定を行った。

(2) 不開示決定を取消す理由

本件異議申立を受けて再調査及び再検討した結果、次に述べる理由で、上記「(案)」の付された文書を平成14年10月8日付けの法人文書の開示請求に対し開示するのが適当であると判断するに至った。

- ① 異議申立書の受領後に請求者へ、開示請求書に記載されている「請求する法人文書の名称等」の解釈について問合せを行うとともに、請求文書に該当することが確認できない文書であっても、それに該当する合理的可能性があると考えられる文書をできる限り開示するという情報公開法の趣旨を踏まえ再検討を行った。
- ② 上記の問合せと、「(案)」の作成日が平成元年9月26日であり、請求文書の策定日とされている日と同一であることと、当時、地層処分研究開発計画を策定する担当部署(本社環境技術開発推進本部)が作成しているという事実を法の趣旨に照らし、この「(案)」が請求文書に該当する合理的可能性があると考えられることから、請求文書に該当すると判断した。

したがって、不開示決定を取消し、開示請求にもとづいて2記載の文書を開示することに決定した。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、サイクル機構に対して異議申立てをすることができます。

* 担当課等

東濃地科学センター 地域交流課 則竹

Tel : 0572 - 53 - 0211 内線 2008

資料請求受付番号 : 14東濃-001